

貿易関係証明

岸和田商工会議所では、貿易関係業者の皆様の貿易取引の便益に供するため、原産地証明・インボイス証明・サイン証明等の証明業務を行っております。当所の証明業務の概要や申請方法等は次の通りです。

貿易関係証明のご案内

窓口：岸和田商工会議所 貿易関係証明担当

営業時間：月曜日～金曜日（除：祝祭日）

受付時間：9：00～17：00

お問い合わせ：TEL: 072-439-5023 Fax: 072-436-3030

メールアドレス：trade@kishiwada-cci.or.jp

留意事項につきましては[こちらをご参照ください。](#)

<①貿易関係証明に関する留意事項 PDF添付>

貿易関係証明手数料等のご案内

料金表(消費税別)

種別	岸和田商工会議所 会員	岸和田商工会議所 非会員（一般）	備考
登録料・更新料	無料	¥ 10,000-	2年に1度更新
証明手数料	¥ 1,000-	¥ 3,000-	6枚まで※COPY含む
原産地証明用紙	¥ 1,000-	¥ 1,000-	1冊100枚綴り

※申請件数によっては、当所の会員になることで年間の経費を抑えられる場合があります。

是非、岸和田商工会議所 貿易関係証明担当 (TEL:072-439-5023)までご相談ください。

1. 申請前にご一読ください

申請者登録について <②申請者登録（サイン登録）の概要 PDF添付>

>貿易関係証明とは <1>

>証明書の取得までの手続きについて <2>

>日本産の原産地の認定基準 <3>

>各種様式等のダウンロード <4>

商工会議所原産地証明等貿易関係書類認定規定 <③規定 PDF添付>

商工会議所貿易関係証明罰則規定 <④規定 PDF添付>

2. 原産地証明

原産地証明は、輸出貨物の「原産国」を証明するもので、貿易取引代金の決済や貿易統計の他、輸入通関の際に必要とされる一般的な「非特恵原産地証明」と、わが国と経済連携協定（EPA: Economic Partnership Agreement）を締結している特定の輸入国での関税の減免を目的とした「特定原産地証明」の2種類があります。

※岸和田商工会議所では一般的な「非特恵原産地証明書」を発給しております。

「特定原産地証明」に関するお問合せは『6. お問合せ先一覧』をご確認ください。

※非特恵原産地証明

非特恵原産地証明書とは、輸入国の法律・規則に基づく輸入通関の他、海外との契約書や信用状（L/C）等での指示による証明書です。

3. インボイス証明

インボイス証明とは、商業インボイス（Commercial Invoice）等をはじめとする船積関係書類のほか、船会社、航空会社、保険会社等が発行した書類が、その名義人によって正規に作成され、商工会議所に提出されたことを証明するものです。

4. サイン証明

申請者が書類上に自署したサインが商工会議所に登録されているものと同一であることを証明することにより、その書類が正規に作成されたものであることを間接的に証明する書類です。

5. 各種様式等のダウンロード

各種様式等をダウンロードできますので、ご利用ください。ただし、ファイルをダウンロードする際、若しくはダウンロードした後、パソコンやプリンタ等の機器に何らかの不具合が発生しても当所では責任を負いかねますのでご了承ください。>ダウンロードはこちらから。 <4>

6. 貿易関係証明に関するお問合せ先一覧

非特恵原産地証明に関するお問合せ

岸和田商工会議所 貿易関係証明担当

TEL: 072-439-5023 Fax: 072-436-3030

E-mail: trade@kishiwada-cci.or.jp

特定原産地証明に関するお問合せ

詳細はこちら⇒ (<https://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>)